

上告状 兼 上告受理申立書
最高裁判所 御 中
平成 年 月 日
上告人兼申立人

印

〒 - 県 市 町 丁目 番 号 (送達場所)
上告人兼申立人
TEL - -
FAX - -

〒 - 県 市 町 丁目 番 号
被上告人兼相手方

訴訟物の価額 円

ちょう用印紙額 円

上記当事者間の福岡高等裁判所平成 年(ネ)第 号 請求控訴事件
について、平成 年 月 日下記判決の言渡しを受け、同年同月 日判決正本
の送達を受けたが、同判決は全部不服であるから上告及び上告受理の申立てをする。

第 二 審 判 決 の 表 示
主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

上告受理申立ての趣旨

本件上告を受理する。

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

上告の理由

おって、上告理由書を提出する。

上告受理申立の理由

おって、上告受理申立て理由書を提出する。

附属書類

上告状兼上告受理申立書副本 1 通

上 告 に つ い て の 注 意 事 項

- 1 高等裁判所の判決に対しては、不服申立て（上告）をすることができます。
上告をする場合には、次の2つの制度があります。
 - (1) 上告の提起（民事訴訟法312条）
高等裁判所の判決に対し、次のア又はイを理由とするときに提起することができます。
 - ア 憲法の解釈の誤りその他憲法違反があること
 - イ 民事訴訟法312条2項所定の重大な手続の違反があること（単なる法令違反の主張は上告の理由となりません。）
 - (2) 上告受理の申立て（民事訴訟法318条）
高等裁判所の判決に対し、次のア又はイを理由とするときに申し立てることができます。
 - ア 最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断があること
 - イ その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むこと
- 2 1の(1)上告の提起と1の(2)上告受理の申立ては、各別の書面ですが、原則ですが、両方の申立てを1通の書面ですることできます。
- 3 1の(1)上告の提起と1の(2)上告受理の申立ては、高等裁判所の判決正本の送達を受けた日から2週間以内に申立ての書面を福岡高等裁判所に提出してしなければなりません。
- 4 申立ての書面の表題は、次のように記載してください。
 - (1) 1の(1)上告提起の場合
「上 告 状」
 - (2) 1の(2)上告受理の申立ての場合
「上 告 受 理 申 立 書」
 - (3) 1の(1)上告提起と(2)上告受理の申立ての両方の場合
「上告状兼上告受理申立書」
- 5 書面のあて名は、4の(1)、(2)、(3)のいずれの場合も「最高裁判所」と記載してください。
- 6 「上告状」に「上告の理由」を記載するときは、1の(1)のア、イに該当する事項を記載してください。
「上告受理申立書」に「上告受理申立ての理由」を記載するときは、1の(2)のア、イに該当する事項を記載してください。

福 岡 高 等 裁 判 所